

○彦根市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行細則

(平成 18 年 12 月 20 日規則第 71 号)

改正 平成 27 年 8 月 3 日規則第 42 号 平成 29 年 4 月 1 日規則第 28 号

令和元年 10 月 10 日規則第 21 号

(趣旨)

第 1 条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成 18 年法律第 91 号。以下「法」という。)の施行については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成 18 年政令第 379 号)および高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成 18 年国土交通省令第 110 号。以下「省令」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(用語)

第 2 条 この規則において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定の申請)

第 3 条 法第 17 条第 1 項(法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による認定の申請は、省令第 8 条に規定する図書のほか、建築物等移動等円滑化誘導基準の適合状況調書(別記様式第 1 号)を添付して行わなければならない。

2 法第 17 条第 4 項(法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による申出を行う者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を市長に提出しなければならない。

(1) 当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 6 条の 3 第 1 項に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの確認審査を要するものである場合 同条第 7 項に規定する適合判定通知書またはその写し

(2) 当該申出に係る特定建築物の建築等の計画が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律第 53 号)第 2 条第 3 号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの判定を受けなければならないものである場合 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 6 項または第 13 条第 7 項の規定により建築主事に提出しなければならないこととされた適合判定通知書またはその写しおよび建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成 28 年国土交通省令第 5 号)第 1 条第 1 項または第 2 条第 1 項(同令第 7 条第 1 項において準用する場合を含む。)に規定する計画書の副本またはその写し(同法第 25 条第 1 項もしくは第 30 条第 8 項または都市の低炭素化の促

進に関する法律(平成 24 年法律第 84 号)第 10 条第 9 項もしくは第 54 条第 8 項の規定により建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 12 条第 3 項の規定による適合判定通知書の交付を受けたものとみなす場合にあっては、同令第 6 条各号(同令第 7 条第 5 項において準用する場合を含む。))に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類(法第 17 条第 5 項の通知等)

第 4 条 法第 17 条第 5 項(法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。))の規定による通知は、特定建築物の建築等および維持保全の計画(変更)通知書(別記様式第 2 号)に建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認の申請書を添えて、行うものとする。

2 市長は、前条第 2 項(第 1 号に係る部分に限る。))の規定による提出があったときは、当該提出に係る書類を前項の規定により通知をした建築主事に送付するものとする。

3 市長は、前条第 2 項(第 2 号に係る部分に限る。))の規定による提出があったときは、当該提出に係る書類を法第 17 条第 5 項の規定により通知した建築主事に送付するものとする。

(特例の申出に係る確認済証)

第 5 条 法第 17 条第 6 項において準用する建築基準法第 18 条第 3 項の規定による確認済証は、別記様式第 3 号によるものとする。

(特定建築物の建築等および維持保全の計画の変更の申請)

第 6 条 法第 18 条第 1 項の規定による計画の認定を受けた計画の変更の申請は、特定建築物の建築等および維持保全の計画変更認定申請書(別記様式第 4 号)により行うものとする。

(認定特定建築物の工事の完了の報告)

第 7 条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事が完了したときは、速やかに、認定特定建築物工事完了報告書(別記様式第 5 号)を市長に提出しなければならない。

(特定建築物の建築等および維持保全の計画の認定事項証明書の交付)

第 8 条 法第 17 条第 1 項または法第 18 条第 1 項の規定による認定に関する証明書の交付を受けようとする者は、当該交付に係る対象を特定の上、特定建築物の建築等および維持保全の計画認定事項証明書交付請求書(別記様式第 6 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、特定建築物の建築等および維持保全の計画認定事項証明書(別記様式第 7 号)を交付するものとする。

(協定建築物の建築等および維持保全の計画の認定の申請)

第 9 条 法第 22 条の 2 第 1 項の規定による認定の申請は、省令第 12 条の 3 に規定する図書のほか、建築物移動等円滑化誘導基準の適合状況調書を添付して行わなければならない。

(協定建築物の建築等および維持保全の計画の変更の申請)

第 10 条 法第 22 条の 2 第 1 項の認定を受けた計画の変更の申請は、協定建築物の建築等および維持保全の計画変更認定申請書(別記様式第 8 号)により行うものとする。

(認定協定建築物の工事の完了の報告)

第 11 条 認定協定建築主等は、認定協定建築物の工事が完了したときは、速やかに、認定協定建築物工事完了報告書(別記様式第 9 号)を市長に提出しなければならない。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(彦根市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則の廃止)

2 彦根市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律施行細則(平成 15 年彦根市規則第 20 号)は、廃止する。

付 則(平成 27 年 8 月 3 日規則第 42 号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成 29 年 4 月 1 日規則第 28 号)

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(令和元年 10 月 10 日規則第 21 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなすことができる。

3 この規則の施行の際、現にある旧様式による書類については、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別記様式第 1 号(第 3 条、第 9 条関係)

建築物等移動等円滑化誘導基準の適合状況調書

[別紙参照]

様式第 2 号(第 4 条関係)

特定建築物の建築等および維持保全の計画(変更)通知書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 5 条関係)

確認済証

[別紙参照]

様式第 4 号(第 6 条関係)

特定建築物の建築等および維持保全の計画変更認定申請書

[別紙参照]

様式第 5 号(第 7 条関係)

認定特定建築物工事完了報告書

[別紙参照]

様式第 6 号(第 8 条関係)

特定建築物の建築等および維持保全の計画認定事項証明書交付請求書

[別紙参照]

様式第 7 号(第 8 条関係)

特定建築物の建築等および維持保全の計画認定事項証明書

[別紙参照]

様式第 8 号(第 10 条関係)

協定建築物の建築等および維持保全の計画変更認定申請書

[別紙参照]

様式第 9 号(第 11 条関係)

認定協定建築物工事完了報告書

[別紙参照]